

安全保障を 考える

ここに掲載された意見等は、執筆者個人のもので、本会の統一の見解ではありません。

核抑止力向上に向けた「日米安保条約機構」設立の提唱

—日本のミサイル防衛能力向上を契機として—

研究班 小川 清史

はじめに

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（以下、30大綱）に、日本の防衛の基本方針として、核兵器の脅威に対しては「米国の拡大核抑止の信頼性を維持・強化すること」、及び「総合ミサイル防空など日本自身による対処のための取組の強化」が述べられている。この総合ミサイル防空とは、弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対して、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を極限することが狙いである。日本周辺の安全保障環境は、厳しさを増しつつあり、特に、大量破壊兵器及びそれらの運搬手段である弾道ミサイル等の拡散が、日本や東アジアを含む国際社会にとっての重大な問題となっている。本論文では、日本周辺国の核兵器の脅威に対処するため、「総合ミサイル防空」の中でも、特に弾道ミサイル防衛（以下、BMD）能力の向上を契機として、日本の核抑止力向上について考察するものである。

その核抑止力向上とは、米国のテーラード抑止戦略との連携強化を目指すものであり、BMDと核抑止力との組み合わせが重要となる。日米の緊密な連携により核を保有しない日本の核抑止力向上を図るため、既存の枠組みである「日米防衛協力のための指

針（以下、ガイドライン）」と「日米核抑止協議」とを統合した「日米安全保障条約機構（筆者仮題）」の設立を提唱するものである。

1 日本のBMD体制の強化

2018（平30）年6月の米朝首脳会談では、朝鮮半島の緊張緩和や非核化などが話し合われて合意文書への署名が行われた。緊張緩和のムードが醸成されたものの、その後の北朝鮮に実質的な改善努力は見られない。二回目の米朝首脳会談が、2019（平31）年2月末に開催されるとの報道がされているが、改善の道筋は現時点（平成31年2月12日）では見えてきていない。ロシア・中国が、日本を含む東アジア地域を射程に収める核兵器搭載型の弾道ミサイル等を多数保有しているが、軍備管理・軍縮への方向性は現状では見えていない。

かかる情勢に対して、30大綱、中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）（以下、31中期防）により、陸上配備型イージス・システム（以下、イージス・アショア）を装備する弾道ミサイル防衛部隊2個隊が陸上自衛隊に新編されることとなる。この新規取得装備品となるイージス・アショアは、BMD能力保有イージス艦（以下、イージス艦）のBMD対応部分、レーダー、指揮通信システム、迎撃ミサイル発射機などで構成されるミサイル防衛システムを陸上に配備した装備品である。米国ミサイル防衛庁の公表によると、日米が共同開発したBMD（中距離弾道ミサイル対応型で3000km～5500kmの射程のミサイル）用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の最新の発射試験が、平成30年12月11日に行われ、弾道ミサイルを模した標的を迎撃するまでの一連の動作及び迎撃が正常に行われたとのことである。弾道ミサイルを迎撃する試験でのSM-3の命中率は約79%（試験回数40回）であり、各ミサイルの一段目ブースターや二段目ロケットは全て正常に動作しており、発射機近傍の施設などに被害を与えたことはなく、運用に供し得るレベルにあると評価できよう。なお、現在までで、イージス・アショアは、米国が米国本土、ルーマニア（運用中）及びポーランド（運用予定）の3か所に配備・運用することとなっており、日本は米国以外の最初の導入国である。

また、既に保有しているBMD能力を充実向上させるため、平成33年度頃に海上自衛隊が保有するイージス艦を8隻体制とし、SM-3ブロックIAの後継である能力向上型SM-3ブロックIIAを搭載することとしている。こうした能力の向上と体制の拡充により、日本全国の防護には現在3隻が必要となるところ2隻で防護可能となり、かつ継

続的に防護ができることとなる。また、航空自衛隊が保有するペトリオット PAC-3 を、PAC-3MSE に換装する事業が行われており、この換装により迎撃高度が延伸し、現在の PAC-3 の防護範囲のおおむね 2 倍以上の面積を防護することが可能となる。BMD 能力を向上する一連の整備により弾道ミサイル等の攻撃に対して、イージス・アショア及びイージス艦による上層での迎撃とペトリオット PAC-3 による下層での迎撃を行う多層防衛がより強固となるのである。

以上のように、30 大綱、31 中期防の決定により、日本の BMD 能力は大いに向上が図られることとなる。以下では、現在の東アジアと冷戦期の欧州における安全保障環境との近似点や相違点、及び米国・NATO の戦略上の観点からの BMD の位置づけを踏まえて、日本周辺国の核兵器の脅威に対して、BMD 能力の向上を契機として日本の核抑止力をいかに向上させるかについて考察してみたい。

2 現在の東アジアの安全保障環境と冷戦期の欧州における安全保障環境

(1) 東アジアの安全保障環境

ここでは、現在の日本周辺の安全保障環境が、冷戦期の欧州における安全保障環境と近似していることに加えて、より複雑な状況となっていることを確認してみたい。

冷戦期、米ソが協力して 1987 (昭 62) 年に中距離核戦力 (以下、INF) 全廃条約を締結した。米ソ双方ともに中距離核戦力の削減努力をした結果、冷戦構造崩壊直後の 1991 (平 3) 年までに、ロシアが旧ソ連から継承した核兵器のうち、射程 500km 以上、5500km 以下の地上発射型中距離核戦力は廃棄されていた。ロシア保有の核戦力は、INF 以外のものとなり、米ソ間で合意した軍備管理・軍縮により日本に到達するロシアの核兵器の脅威は相対的に低下した。また、冷戦が崩壊した当時、中国や北朝鮮の核兵器は日本にとっての喫緊の軍事的脅威とは言えなかった。

ところが、冷戦後、旧ソ連に代わって相対的に脅威を増してきた中国の一方向的な現状変更を試みる軍事的動向や軍備拡張の動き等から、その保有する核兵器が、日本及び東アジア地域や国際社会にとって極めて憂慮すべき状況となってきた。核兵器の数を中国は発表しないために、搭載核弾頭数は不明であるが、地上発射型中距離弾道ミサイル及び巡航ミサイルの発射基数は約 160 基前後と推測される。また、冷戦後 10 年ほど経った以降の北朝鮮の核兵器とその運搬手段である弾道ミサイルが、日本、米国及び国際社会にとっての重大かつ差し迫った脅威となってきた。北朝鮮の保有核弾頭数は、ストックホルム国際平和研究所刊行の 2018 SIPRI によると、合計 10～

20 発程度であり、その運搬手段として短距離・中距離・大陸間弾道ミサイルを保有している。更に、米国政府によると、ロシアが INF 全廃条約に違反する地上発射型巡航ミサイルを保有していると、2014（平 26）年に結論付け、以来継続してその違反を指摘している。ロシアは、2019（平 31）年 2 月 1 日の米国による INF 全廃条約からの脱退通告を受けた形で、同条約から離脱して中距離ミサイルの開発を進めることを述べたが、実際には既に同条約に違反する核兵器開発を行っていたことが米国政府によって指摘されていたのである。ロシアは、保有数は不明であるが、日本とその周辺までを射程に収める地上発射型中距離核兵器を保有していると結論づけることができよう。

このように、東アジア地域におけるロシア、中国の中距離核兵器は、日本を含む東アジア地域（米国グアム含む）までを射程範囲内としている一方で、米国本土は射程外となっている。（北朝鮮に関しては、極めて不透明であることから後述）現在の東アジアの核兵器をめぐる安全保障環境は、冷戦期の欧州における安全保障環境と近似した状況にあると言えよう。その状況とは、旧ソ連の SS-20 が欧州正面に配備され、欧州諸国はその射程に入るが米国本土は射程外となっていたため、欧州への米国の拡大核抑止が疑問視された、すなわち中距離核戦力の不均衡が生じていた当時と同じような安全保障環境になっていることである。

このように、ロシア、中国の核兵器によって極めて不均衡な中距離核戦力の状況が東アジア地域で継続している中、米国は、2018（平 30）年 10 月 20 日、ロシアの INF 全廃条約違反に対抗するためとして同条約からの脱退を一方向的に表明した。これは、欧州正面のみならず、東アジアにおける中距離核戦力の不均衡問題に対して、重要な政治的メッセージであり、アジア地域の同盟国に対する米国の拡大核抑止の信頼性を確保する上で、必要な選択であると言えよう。このメッセージで分かるとおり、米国は中距離核戦力の不均衡に対しては何らかの処置が必要であると強く認識していた。そして、前述した通り、2019（平 31）年 2 月 1 日、米国はロシアに対して INF 全廃条約からの脱退を正式に通告した。INF 全廃条約条文によれば、正式通告から 6 か月後に正式脱退となり、実質的に INF 全廃条約は廃棄されることとなる。

ここまで、中距離核戦力の不均衡という面で、冷戦初期の欧州と東アジアの状況が近似していることを確認した。加えて、日本にとっての重大かつ喫緊の課題である北朝鮮の核兵器を巡る動きでは、核実験場の爆破を公開する等、米朝首脳会談後には緊張緩和に向けての兆候があったものの、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行なわれてはいない。北朝鮮の核・ミサ

イル能力に本質的な変化はないと判断せざるを得ず、未だ朝鮮半島の非核化への進展は見られない。また、核兵器開発に向けて北朝鮮が近年に行ったミサイル発射は、迎撃が困難となる高角度で打ち上げる、いわゆるロフテッド軌道と推定される形態のもので危険度をあげるとともに、その企図が不明確であり、日本には極めて脅威となっている状況である。また、ロシアは、相手国のミサイル防衛（以下、MD）を突破できる弾道ミサイルを開発したと、2017（平 29）年 12 月国防省評議会拡大会合で明らかにしている。相手国の MD を無効化して核兵器攻撃に対する脆弱性を作為する新たなミサイル開発を行ったことから、ロシアは冷戦期の相互確証破壊の考え方に基づく核抑止戦略をある程度は継承していると考えられる。しかしながら、ロシアは弾道ミサイル迎撃能力を有する防空ミサイル S-400 や 40N6 などを開発・配備するなど、ミサイル防衛能力を向上しており、冷戦期の核戦略をそのまま継承しているとは断言できず、その核戦略は不透明である。中国も MD を突破するための能力の向上を図っているが、そもそも中国の核抑止戦略は明確でなく、冷戦期の米ソのような相互確証破壊の考え方に基づく抑止戦略とは異なるものとも考えられ、同国の核兵器に関する動向には継続的に注意が必要である。

以上のように、東アジアは中距離核戦力の不均衡という面では冷戦初期の欧州の安全保障環境と近似している。近似しているのみならず、加えて、ロシア、中国がそれぞれに新たな核兵器の開発やミサイル防衛能力を向上しており、かつ北朝鮮が核兵器やその新たな運用を開発するなど、3 か国の意思決定方法も考え方も異なることから、より複雑な状況にあるといえよう。

（2）冷戦初期の NATO における拡大核抑止の信頼性向上のための交渉

前項でみたように、東アジアの核兵器を巡る安全保障環境は、冷戦期の欧州より複雑であるものの、中距離核戦力が不均衡となっている状況は冷戦初期の欧州に近似している。そこで、冷戦初期の NATO の欧州諸国が、米国の拡大核抑止の信頼性を向上するために行った交渉努力を確認して、3 項以下での分析の資としたい。

米国の核抑止戦略として「大量報復戦略」がとられていた 1950（昭 25）年代、米国の欧州に対する拡大核抑止の信頼性に欧州諸国は疑問を有しており、欧州諸国、特に西独は核兵器保有を断念する代わりに米国の核統制権への参加を強く求めていた。米国は欧州諸国と核の統制権を共有しない代わりに、NATO に核計画グループを設けて欧州諸国を参加させ米国の核計画を説明するとともに欧州諸国の意見を聞くこととした。米国からの核計画の説明に対して、ソ連の軍事的脅威が最も深刻であった西独は、欧

州地域での戦術核の先行使用後に、米国の圧倒的に優勢な核戦力をもって全面的核攻撃に転じ紛争拡大を抑止（大量報復戦略へ移行）することを要求した。一方、米国は、核兵器によるエスカレーションによって米国本土まで紛争が拡大する可能性を回避しようと、通常戦力強化を欧州諸国に要求した。しかしながら、NATOの欧州諸国は、ソ連の圧倒的な通常戦力に対抗しての欧州諸国の通常戦力強化による抑止は、財政及び人的負担上等から困難でもあり、米国の早期の核兵器使用を求めた。そして、西独はソ連の戦術核による自国領土内での通常戦力の大規模被害を回避するためには、拡大核抑止に疑問の残る米国の大量報復戦略ではなく、戦争拡大の段階ごとに効果的に抑止するような戦略を要求し、幾多の話し合いを経て、戦略のシフトが行われた。こうして、相手の出方に応じて弾力的に対応できるよう、小規模から全面戦争までの各種戦力を準備し、戦争の各段階で抑止力を効かせると同時に、米国の戦略核戦力へのエスカレーションの可能性によって戦争を抑止しようという柔軟反応戦略を、NATOは1967（昭42）年に正式に採用した。更に、計画作成では、西独・英が、米戦略核とのリンケージ確保のために、柔軟反応戦略の枠内で中距離核戦力の使用指針を共同で作成し、戦争拡大の各段階における必要な抑止力を確保した。

その後、1970（昭45）年代、ソ連がSS-20を欧州正面に配置したことに對してNATOは、1979（昭54）年軍備管理交渉を行うことと並行して、中距離核弾道ミサイルであるパーシングII改などを配備する二重決定に至った。この二重決定によって、NATOはソ連のSS-20を欧州正面から撤去させることに成功し、中距離核戦力の不均衡問題は解決へと大きく前進したのである。国益や地政上の特性の違いを理解しつつ、米欧が共通認識を持ち、核計画作成の過程を通じて、拡大核抑止の信頼性を確保してきたのである。冷戦期のソ連という強大な軍事力に対抗するために米欧が結束したこと、NATOの枠組みで欧州諸国が協力し合って米国の核計画作成に深くかかわってきた交渉の成果である。

欧州正面での中距離核戦力の不均衡という問題に対して、米国の拡大核抑止の信頼性向上と軍備管理・軍縮に至るまでの交渉過程を確認してみた。なお、交渉が結実した背景には、米ソ両軍事大国による東西両陣営の政治・軍事力に対するコントロールがしっかりと効いていたこともあったといえよう。

（3）部分結論

東アジアの核をめぐる安全保障環境は、中距離核戦力の不均衡という面で冷戦期の欧州に近似していることに加えて、より複雑な状況にある。冷戦期の欧州の核兵器を

巡る状況は米ソにより東西両陣営の軍事力がコントロールされていたものの、東アジアではロシア、中国、北朝鮮という3か国が異なる考え方、異なる核戦力を保有しその核戦略が不透明であるとともに、3か国の軍事力は一元的なコントロール下にはない。つまり、東アジア地域における核兵器を巡る安全保障環境は、冷戦初期の欧州地域よりも複雑な状況であることが明確になった。

次いで、冷戦期 NATO の欧州諸国が、米国の拡大核抑止の信頼性を向上するために、立場の違いを乗り越えて交渉を結実させたとともに、軍備管理・軍縮に至った過程までを確認した。この過程は、東アジアでの中距離核戦力の不均衡問題を是正するにあたり、大いに参考となろう。一方、東アジア地域の複雑な安全保障環境では拡大核抑止のみに依存しての軍事的な安定化は困難である。よって、以下では、その複雑な状況に対応するために有効となる BMD の位置づけについて、米国及び NATO の戦略を通じて確認してみたい。

3 BMD の位置づけ

(1) 米国のテーラード抑止戦略における BMD の位置づけ

2項までで、日本にとって米国の拡大核抑止を必要とする状況は、冷戦初期の NATO 欧州諸国が米国の核抑止を必要としていた状況によく似ている一方、核兵器を含む軍事力使用の企図・能力が極めて不透明であるロシア、中国、北朝鮮によって、東アジア地域の安全保障環境はより複雑になっていることを確認した。

日本の国家安全保障戦略で、「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大核抑止が不可欠であり、日本はその信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛（30大綱では、総合ミサイル防空）や国民保護を含む我が国自身による対処のための取組を強化することを目指す」と述べている。前後の文脈等から、主として米国の核抑止と日米の BMD との組み合わせによって、核兵器の脅威に対処することが基本的な考え方となっている。

ここで、米国の拡大核抑止力の信頼性を維持・強化するために、米国の核抑止の考え方を整理してみたい。米国は、冷戦後の核抑止力として「テーラード（適合）抑止戦略」を採用している。同戦略の考え方は、2001年「核戦力態勢見直し（以下、NPR）」において、「米国の軍隊や同盟国に対する核攻撃に対しては、従来の核抑止方式から状況に適合した対応能力に代える」旨が述べられたのが最初である。非合理的な敵に対しては抑止が失敗する可能性が高いことを考慮して、大量破壊兵器に対する防御の必要

性とその技術的可能性が高まったことによって、MDを米国の抑止戦略の重要な柱と見做すようになったのである。その後、テーラード抑止戦略の用語が、2006年の「4年ごとの国防見直し（以下、QDR）」ではじめて公式に使用された。2006QDRの「テーラード抑止」の項では、2001NPRでの考え方を継承し、「ワンサイズで全てに合致する抑止概念」から「拡大する軍事的競争者、非国家主体のテロリストのネットワークや大量破壊兵器を有する地域国家に対してより適合した対応」へと、シフトを継続することを述べている。そのために、強固な核抑止力を維持するとともに、弾道ミサイル・巡航ミサイル防衛との統合が重要であることを述べている。その後、トランプ政権下での2018NPRで、米国の核戦力と抑止戦略は、米国及び同盟国等の安全保障に必要であり、現状において核戦力に比肩し得る抑止効果は存在しないことを述べると同時に、テーラード抑止戦略を継続して採用する旨を述べている。テーラード抑止戦略は、ロシア、中国、北朝鮮、イラン（原文の記載順）の国ごとに対して、それぞれ適合した戦略を採用することを述べている。

その対象国（イランを除く）ごとに採用している戦略を確認すると、ロシアに対しては「ロシアの核、非核戦略攻撃を確実に抑止するため多様な運搬手段及び出力を含む限定的かつ段階的なオプションを保持する」である。中国に対しては、「地域核の限定的使用の可能性やどれほど限定的でも核兵器を使用することの優位性を誤認させない」との戦略を述べている。また、北朝鮮に対して、「米国、同盟国に対する北朝鮮の核攻撃は金体制の終焉となることを明確に理解させる」、「北朝鮮のミサイル攻撃能力を制限もしくは除去する。北朝鮮がミサイル部隊を拡大し機動性を向上していることに対しては、米国と同盟国のBMD能力向上を図ると共に、米国による早期警戒システムと打撃力により北朝鮮のミサイル発射以前に撃破する」との戦略を述べている。ここでの同盟国とは、日本と韓国を取り上げており、日本のBMD能力の向上と、米軍の韓国配備THAAD（：Terminal High Altitude Area Defense）システム運用への韓国の協力を述べている。

米国の2019 MISSILE DEFENSE REVIEW（以下、MDR）（2019年1月17日公表）では、米国本土・同盟国に対する弾道ミサイル等の脅威について、北朝鮮、イラン、次いでロシア、中国の順で記載している。特に、米国は、ならず者国家である北朝鮮及びイランのミサイルの脅威に対しては「その脅威を凌駕するMDによって防護する」と述べている。さらに、敵基地攻撃により発射前に敵のミサイルを撃破することもMDの一部であると位置づけている。インド太平洋地域における安保・外交は、日本、韓国、オースト

ロシアとそれぞれ強固な二国間関係が基礎となっていることも述べている。また、新聞報道（読売新聞、平成 31 年 1 月 28 日）によると、「米国を狙った大陸間弾道ミサイルへの迎撃態勢を強化するため、米国政府が大型固定式レーダーの日本配備について日本政府に協力を求める意向がある」と複数の日米関係筋が明らかにしたとのことである。これが、事実であれば、米国は、北朝鮮、イラン、ロシア、及び中国の弾道ミサイルに対する防衛能力の向上のために、日本との連携をかなり進めるであろうと思われる。つまり、日米が BMD 能力向上のために、連携をとるべきとの方向性が一段と明らかになっている。

米国のテーラード抑止戦略で一貫しているのは、核抑止体制の強化、同盟国の協力及び BMD 能力の向上の重視である。米国が 2010（平 22）年に発出した「弾道ミサイル防衛見直し（以下、BMDR）」では、米国本土防護、在外米軍基地防護、同盟国防護の順で BMD による防護対象を述べているが、同盟国には可能な限り自力で BMD 能力を保有することを求めていた。2019 MDR では、インド太平洋地域を最優先するとともに、日本、韓国、オーストラリアとの協力関係を強調しており、個別的な防護から同盟国との協力をより重視しつつある。

（2）NATO 戦略概念における MD の位置づけ

NATO 戦略概念における MD の位置付けについても確認してみたい。現在、NATO 加盟国は、力を背景とした現状変更や「ハイブリッド戦」に対応するため、戦略の再検討を行うとともに国防費を増加させているところである。現在の NATO 戦略は、2010（平 22）年リスボン首脳会議で採択された NATO 戦略概念である。2010 NATO 戦略概念は「集団防衛」、「危機管理」、「協調的安全保障」の三本柱で構成されている。その最初の柱である「集団防衛（防衛と抑止）」が特出しされたのは、冷戦後 3 番目に発出された当 2010 NATO 戦略概念が初めてのことである。そして、同概念において「集団防衛の中核要素」として MD が初めて明確に位置付けられたのである。従来の NATO における MD は、大量破壊兵器拡散問題への対応という、いわば技術的な観点でとらえられがちであったところ、戦略的な観点から位置づけがなされるように MD の意義づけが変更されたのである。一方で、核兵器に関しては「核兵器と通常兵器の適切なミックス」との NATO が長年使い続けてきた概念が維持されているとともに、「核兵器が存在する限り、NATO は核同盟（Nuclear Alliance）であり続ける」との方針が掲げられている。この方針は、NATO という機構は核兵器を保有せず、NATO の欧州諸国も英・仏を除き核兵器保有国ではないものの、核同盟であるとの表現が戦略概念の中で謳われているのである。

以上のように、NATO 戦略概念においても米国のテーラード抑止戦略と同様に、核抑止と MD の組み合わせが極めて重視されていることが明らかとなった。

(3) 核抑止戦略と ABM 制限条約について

米国のテーラード抑止戦略及び NATO 戦略概念では、いずれも核抑止とミサイル防衛 (BMD、MD) との連携を重視していることが確認できた。ここでは、核抑止戦略における BMD の位置づけについての変遷をみて、核抑止と BMD との関係についての理解を更に深めてみたい。そこで、対弾道ミサイル防衛 (以下、ABM: Anti-Ballistic Missile Treaty) 制限条約から米国が脱退した経緯を確認してみる。

米国が ABM 制限条約から脱退したのは、テーラード抑止戦略概念の打ち出しとほぼ同時期である。ABM 制限条約は、米ソ間で 1972 (昭 47) 年締結・発効した条約であり、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を厳しく制限したものであった。ABM 制限条約により、双方の ICBM からの防御態勢を敢えて脆弱なものとするのが、「相互確証破壊」(MAD: Mutual Assured Destruction) の考え方の基礎にもなっていたのである。そして、冷戦崩壊から約 10 年が経過し、2001 (平 13) 年 1 月に発足したブッシュ政権は、双方が 1 万個以上の戦略核兵器を保有する相互確証破壊の考え方に基づいた核抑止体制に決別し、冷戦後に明確な課題となってきた大量破壊兵器や弾道ミサイル拡散の脅威に対する新たな安全保障体制構築が必要である旨を政権発足当初から主張していたのである。こうした主張を背景として、ABM 制限条約からの脱退を米国がロシアに通告したのは、テーラード抑止戦略の考えを盛り込んだ 2001NPR の発出直前となる 2001 (平 13) 年 12 月であった。米国は、ロシアによる START II の批准拒否を意味することが明白であったにも関わらず、ABM 制限条約から脱退した。この際、米国は既に START II の署名をしていたにも関わらず、同条約の規定通りの通告から半年後に正式脱退したのであった。このように米国は、ロシアとの新たな核兵器削減を定めたモスクワ条約を進めつつあったものの、START II の発効を断念してでも、対弾道ミサイル防衛 (ABM) 能力の向上を優先した新たな安全保障体制の構築を目指したのであった。

(4) 部分結論

こうして核抑止と弾道ミサイル防衛 (BMD) との関係をみてみると、相互確証破壊の考え方では、核抑止の脅威を相互に強く認識して抑止効果が得られるように、ABM は厳しく制限されるべきものであった。ロシア・中国は MD を突破できるミサイルの開発を行う等、今でも相手国の ABM を制限しておくべきであるとの考え方を有していると思

われる。

しかし、米国のテーラード抑止戦略や NATO 戦略概念における BMD は、極めて重要な構成要素として位置付けられている。つまり、現在の米・NATO が採用している核抑止戦略は、戦略核には戦略核による抑止で、また戦域核には戦域核による抑止で、との対称形の核抑止も維持しつつ、加えて BMD 等を適切に組み合わせたテーラード抑止戦略へとシフトしているのである。米国による対象国別の抑止戦略は、ロシアに対しては核抑止に比重を置きつつ MD と組み合わせた戦略、中国に対しては核抑止を行うとともに MD にも重点を置いた戦略、北朝鮮に対してはそのミサイル基地等に対する攻撃能力を含めた MD 主体により防護する戦略をそれぞれ確立している。

以上のように、米国・NATO の戦略は、核兵器による抑止力と BMD による防護の組み合わせが重要な柱となっている。以下では、日本が米国のテーラード抑止戦略と連携を図り、米国の拡大核抑止力の信頼性を向上するための日米連携の在り方について考えてみたい

4 日米安保条約機構（筆者仮称）について

ここまで述べてきたように、東アジアの核をめぐる安全保障環境は、中距離核戦力の不均衡という面で冷戦期の欧州に近似していることに加えて、ロシア、中国、北朝鮮という 3 か国が異なる考え方、異なる核戦力を保有しその核戦略が不透明であり極めて複雑な状況にある。こうした状況に適切に対応するためには、BMD と核抑止とを組み合わせる対象国ごとに適合させたテーラード抑止戦略の考え方が有効であろう。このため、中距離核戦力の不均衡問題の是正のための米国の拡大核抑止力の信頼性向上、及びテーラード抑止戦略との連携のために BMD 能力向上と核抑止力の向上とその組み合わせが必要であることから、日本の核抑止力の向上が最優先重要事項であろう。以下では、その最重要事項である日本の核抑止力を向上するための方策について考えてみたい。

(1) 日米安保条約機構設立についての提唱

核抑止及び同盟国に対する拡大核抑止は、基本的に核兵器保有国が策定する戦略である。しかしながら、NATO は、NATO 自身が核兵器を保有していないものの、核計画グループで核の配備や戦術核の共有などの同盟の核問題を協議し、事実冷戦期は米国の拡大核抑止についての協議を通して直接・間接的に関与してきた。さらには、NATO 戦略概念で「NATO は核同盟である」と謳っている。その NATO は、1949（昭 24）年に大

西洋条約が締結されたことに始まる。条約締結の翌年となる1950（昭25）年、ソ連の原爆実験成功、中華人民共和国成立、朝鮮戦争勃発という一連の事件があり、これらの事件を通じてソ連の軍事的な脅威を強く認識した。これが引き金となり、NATOとして常設の軍事的な指揮命令機構を創設し、1951（昭26）年、初代最高司令官にアイゼンハワー元帥を任命し、NATOは実質的な軍事同盟として70年間その役割を遂行してきたのである。

日米安全保障条約は1960（昭35）年に結ばれてから、2020（平32）年で60年が経過する。2015（平27）年には、日米同盟を現代に適合したものとすべく、日米がより力強い同盟とより大きな責任を共有するための戦略的な構想を明らかにする日米防衛協力のための指針（以下、ガイドライン）が了承された。1997（平9）年のガイドラインでは①平素、②日本に対する武力攻撃、③周辺事態、に区分して規定していたところ、2015（平27）年のガイドラインでは、平時から緊急事態まで、切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応を強調している。このガイドラインに基づき、あらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処することを目的とする同盟調整メカニズム（ACM）を日米両政府は設置した。特徴として、①平時から利用可能、②日本国内の大規模災害やアジア太平洋地域などグローバルな協力でも活用可能、③日米の政府全体にわたる調整が可能、であり、日米両政府は必要な場合に即応できるようになった。さらに、平時から共同計画の策定をガイドラインにしたがって実施することを目的とした共同計画策定メカニズムも設置している。

また、上記のメカニズム設置以前から拡大抑止に関する日米間の実務者レベルの協議が、「日米拡大抑止協議」として、2010（平22）年以降は、毎年1～2回、各回2日間程定期的に開催されている。日側参加者は外務省参事官と防衛省局次長、米側は国務省部長と国防省次官補代理、その他それぞれから関係者が参加して、拡大抑止について日側が米国の抑止政策について理解を深める場となっている。

ガイドラインに基づく各メカニズム及び日米拡大抑止協議は、アドホックに調整や協議を行う場として並立した形になっている。かかる日本の体制に対して、「日米同盟の抑止力強化」（笹川平和財団、2018年1月）と題するメモランダムでは、北朝鮮との紛争におけるエスカレーション・ラダーがいまや核のレベルにまで達していることから、日米拡大抑止協議とガイドラインを部分的に統合して実施すべきである、と提言している。両者を部分的に統合することで、あらゆる可能性を日米安全保障協力の側面（抑止、シグナリング、防衛、韓国への支援等）から確実に検討できるようになり、

必要に応じ拡大抑止協議を適時、局長・次官補レベルに引き上げて開催できるとの理由からである。筆者は、現状の日本を取り巻く安全保障環境を考慮すると、部分的に統合すべきとの上記提言の方向性に賛同する。しかし、2つのステージに分かれた調整や協議を、部分的統合から更に改善して一本化する方策についても考察してみたい。

ガイドラインの対象は通常戦力であり、日米核抑止協議の対象は核に関するものと区分されている。この2つに区分されているものを統合して、NATOのように常設の条約機構を設置して、日米間で通常戦力も核問題も対象として審議する統合機構の方がより望ましいのではないだろうか。先ほどのメモランダム「日米同盟の抑止力強化」では、拡大核抑止の信頼性の向上を図るべく核兵器使用についての合同の意思決定・責任共有の仕組みを検討することの重要性についても提言している。（「責任共有」とは核兵器に訴える際の政治責任を共有して、判断のミスや誤解があったとしても日米同盟を健全に堅持するとの考え方に基づいている。）ここまでの機能を発揮するためには、アドホックな組織での調整・協議ではなく、継続性や常続性が可能となる常設の組織により調整・協議する方が望ましいのではないだろうか。そして核兵器使用についての合同意思決定及び責任共有までを協議し、またMDの組み合わせ等も調整・協議するために、NATOのような機構としての日米協議の場が必要ではないだろうか。そこで、日米安保条約に基づいた、常設の事務局を有する機構化について考えてみたい。

ここでは、日米で核抑止を含む戦略を協議する必要性、BMD運用のための機敏な各種協力の必要性、これらを統合化する必要性、そして日米の部隊運用における緊密な連携の必要性を踏まえて、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下、日米安保条約）」に基づいた機構化を考えてみる。称して「日米安保条約機構（Japan U.S. Security Treaty Organization）」創設の提唱である。同機構の意思決定機関として双方の代表による日米安保理事会、及びその下部機構として同盟調整メカニズムの日米合同委員会及び同盟調整グループを常設化して位置付けるのである。また、共同計画策定メカニズムも常設化して日米安保理事会の下部機構として位置付ける。こうしてガイドラインに基づく各組織を常設化して位置付けると共に、ガイドラインとは別に従来から行われている日米拡大抑止協議を拡大核抑止（核計画）グループとして常設化して、日米安保理事会と同格として位置付ける。そして、それぞれを常設化するために、必要となる各事務局（幕僚組織）を設置するのである。常設機構であるNATOが、首脳レベルの理事会、通常戦力に関する計画作成機能、及び核戦略計画作成機能等を保有しているのと同様の機能を日米として持つことは、日本にとって

はより望ましい方向だろう。

協議の内容そのものは次の(2)で述べることとするが、その協議対象となる喫緊の核問題としては、日本を含む東アジア地域の核兵器の不均衡問題への対応や NPT 体制維持の問題などが考えられる。日米による核問題等に関する協議を行い拡大核抑止の信頼性を向上するとともに、核抑止と BMD との組み合わせ等についても調整・協議する場をもつことで、テーラード抑止戦略に対してより積極的に日本として参画することができると思料する。日本は、平成 26 年に平和安全法制を整備、平成 27 年改訂の日米ガイドラインとそれに基づく同盟調整メカニズム等を設置、30 大綱等により BMD 能力の向上を決定する等、日米間の常設機関を設立する条件は整いつつあるのではないだろうか。日米安保条約に基づく常設機構設立を提唱する一方、部隊指揮の統合化については行なわず、自衛隊と米軍は、引き続きそれぞれの指揮系統に沿った共同作戦とすべきというのが筆者の考えである。米軍は湾岸戦争、イラク戦争、及びアフガニスタン紛争で、各国が派遣部隊の指揮権を保有したままでの多国籍軍を作戦統制等によって作戦を遂行している。こうして米軍は、貴重な教訓を積み上げてきている。そして日米間においても、40 年以上をかけて日米共同演習・訓練によって積み上げてきたそれぞれの指揮系統に沿っての共同作戦要領は、今後も十分に機能するであろう。特に、日本本土における日米の地上作戦指揮は、筆者が日米共同訓練等から学んだものであるが、地方公共団体との協力や日本国民の理解や支援を得る観点からは、米軍による統一指揮よりも、日米共同での作戦指揮の方がより望ましいと思われる。

冷戦構造崩壊後には、NATO 不要論が唱えられたものの、実際には逆に冷戦後の方が、NATO としての活躍の場面が多くなり、NATO 自身が逐次改革をして加盟国やパートナーシップ国 (NACC とその協力プログラムの枠組みである PFP 参加国) を増やしてきた。こうした旧東側諸国との協力関係構築などを行う枠組み構築への発展は、NATO が常設機構であるが故だろう。さらには新たな戦略概念を NATO は適時に発出し、NATO としてのオペレーションを冷戦後にこそ多く行っている。日米の連携も、これからますます緊要となり、オペレーションへの備えも必要となるだろう。よって、日米安保条約に基づいた、より緊密な日米間の連携がとれる体制へと充実させるべきではないだろうか。更には、NATO の PFP のように、アジア諸国との協力関係を構築する枠組みへと発展する可能性を考えるためにも常設機構化が望ましいといえよう。このように日米同盟がより発展する方向を目指すことは、米国の国益にとっても決してマイナスにはならないのではないだろうか。

(2) 日米核戦略の協議について

NATO は多国間の機構であり、冷戦初期においてソ連と対立する米欧各国家にとって意思決定上及び軍事力の指揮系統上（西独軍は当時軍事力全てが NATO 指揮下）の必要性から、常設機構が必要であったといえよう。一方、日米は 2 国間のみの枠組みであるものの、2 項で述べた、東アジアの核兵器を含む軍事上の安全保障環境の複雑さへの対応等から、日米安全保障条約に基づく常設機構化を提唱しているものである。

仮に、日米安保条約機構が設立された場合、その常設機構内に設置する拡大核抑止グループにおいて、米国の拡大核抑止の信頼性をより向上するための協議内容について考えてみたい。

NATO や米国では国家戦略に基づき、核抑止戦略を独立して論じている。NATO は、北大西洋理事会という最高意思決定機関とは別に核計画グループが、北大西洋理事会と同様の権限を有する審議機関として存在している。そして NATO 戦略概念の 3 本柱の 1 本目として、集団防衛の中での戦術核と核共有が述べられている。米国は、大統領の策定する国家安全保障戦略 (NSS) に基づき、国防長官が国家防衛戦略 (NDS) を策定、これに基づき国防長官が核戦力態勢見直し (NPR) を策定している。このように、核戦力については、独立して戦略や政策が策定されている。なお、核抑止戦略は独立して述べられてはいるものの、最近では、例えば 2018NPR の中ではテーラード抑止戦略が述べられ、それに基づいて核戦力態勢の見直しや BMD を述べ、2019MDR では BMD や核抑止について述べるなど、核抑止戦略と BMD が各文書でオーバーラップして書かれているのが近年の特色でもある。

今後の核問題協議にあたり、拡大核抑止に関する日本の具体的なニーズを確立しておき、そのニーズについての米側の理解を得ることが必要となろう。そこで、日本版「テーラード抑止戦略枠組み（筆者仮称）」として拡大核抑止に関する枠組みを考えてみる。まず①積極攻勢戦略として、米国の拡大核抑止の信頼性強化、②消極的な攻勢戦略として、攻撃を受けそうな段階でのサイバー攻撃や敵基地攻撃、③積極防勢戦略として BMD による防御、④消極防勢戦略として、国民保護などである。4 本柱の基盤としては、米国との同盟強化、アジア地域の秩序構築への寄与などがあげられよう。

こうした核戦略枠組みの中でも、日側ニーズの最優先は①の米国の拡大核抑止の信頼性向上に関する協議である。日本側からの拡大核抑止のための米側に対するニーズは、東アジア地域における INF の不均衡是正である。そのためには、米国の核兵器等

によりロシア・中国の保有する INF を抑止することが必要である。この際、日本は、国家安全保障戦略、30 大綱に述べる非核三原則の基本方針を堅持して、米国の拡大核抑止を要望することとなる。「持ち込ませず」を見直して、米国の地上発射型 INF の日本国内配置を認めれば、日本周辺国の INF に対する核抑止が成立する。しかし、本論文は、基本的に国家安全保障戦略及び 30 大綱の方針に沿った案を展開するものであることから、非核三原則は見直さないことが前提である。

そこで、日本の非核三原則の方針は変更せず、米国保有の核兵器、敵基地攻撃能力を含むミサイル防衛等との組み合わせによる核抑止を米側に要望する。INF の不均衡問題への対応については、3 項 (4) 部分結論で述べたように、「中距離核戦力には中距離核戦力」という対称的な相互抑止に依存するだけではなく、「BMD との組み合わせによるテーラード抑止戦略による核抑止」を目指し、状況や相手国の状態により合致した戦略を策定する。国別では、ロシアに対しては主として米国の拡大核抑止によりつつも BMD との組み合わせで抑止し、中国に対しては米国の拡大核抑止と BMD とを軸にして防護し、北朝鮮に対しては、主として米国の BMD 等と日本の BMD とを組み合わせるとともに、北朝鮮のミサイル発射前に撃破できる敵基地攻撃力により防護することとなる。この組み合わせに関して、日米でその具体化に関する認識共有を図り、継続して審議を日米間で重ねることが、日米同盟の堅持と拡大核抑止の信頼性向上につながることをなろう。アジア地域におけるロシア・中国が保有する中距離核戦力の不均衡問題への対応をまずは優先したい。

いずれにしても、前述した①～④の戦略と基盤となる政策などを緊密に調整協議するためには、日米安全保障に基づく常設機構の設立がより望ましいのではないだろうか。また、ロシア、中国が MD を突破するミサイルを開発するなど、現状の日米の装備品では対応困難となることも視野に入れて、戦略等を日米でより進化させる協議も必要であろう。

また、北朝鮮に対しては、核兵器国として認めない方策を追求する努力が更に必要であり、次項 (3) でその方策について考えてみたい。

(3) 国際秩序形成への寄与

ここまで本論で、日本の核抑止力向上のために日米安保条約機構の設立を提唱したが、それと同時並行して取り組むべき積極的平和主義推進となる国際秩序形成に寄与する可能性についても述べてみたい。

国際法・国際秩序は基本的に慣習法としての性格が強く、国際社会が守る努力をし

てこそ、法や秩序として成立していくこととなる。NATO や OSCE などの地域機構が構築してきた秩序は、その地域の安定化等におおいに寄与してきたと言えよう。例えば、1954 年、モロトフ・ソ連外相が米英仏ソ 4 か国外相会議において、欧州の安全保障に関する国際会議の開催を提唱し、これが欧州安全保障協力会議 (CSCE) として、1975 年の首脳会合において、ヘルシンキ最終文書として発出され、その中に加盟国の相互関係を律する諸問題（主権平等、国境不可侵、人権並びに基本的自由の尊重、等）が盛り込まれた。この背景には、冷戦時代のソ連の東欧諸国に対する政治的支配地域を認める代わりに、加盟国の人権問題に対しては、人権を保護するための活動を他の加盟国が介入することを認めるとの採択がなされたのである。以来、加盟国の協力を強め欧州安全保障協力機構 (OSCE) へと発展し、人権に関しては欧州の共通の価値観として確立されたとともに、国際社会共通の価値観へと拡大してきた。こうして続けてきた国際社会の努力が、共通の価値観を生み育てて国際法や秩序として確立されてきたのである。中国や北朝鮮の人権問題が、国内問題としてではなく、今では国際問題として非難決議等がなされるのは、人権の確立について国際社会が努力した大いなる成果である。

では、日本が取り組むべき国際秩序に係る喫緊の問題について考えてみよう。それは、BMD 能力向上と米核抑止戦略との連携により、核兵器不拡散条約（以下、NPT）体制の維持に、日本が貢献できる可能性についてである。国際社会は、未批准国を除き NPT 体制の維持に多大の努力をしている。NPT は各加盟国に対し軍縮交渉義務を課しており（第 6 条）、事実、冷戦間の米ソの戦略兵器保有の上限を規定した SALT I（暫定協定）、冷戦後の戦略兵器削減条約 (START I) 及びモスクワ条約 (SORT) などが発効し核兵器の量的管理が進んできた。また国際原子力機関 (IAEA) の保障措置の受諾義務を課して（第 3 条）実行してきたことにより、原子力の平和的利用の促進に一定の役割を果たしてきたと言えよう。NPT は、1966（昭和 41）年以前に核兵器を開発・保有した国だけを核兵器保有国として認めるものであり、国連安保理の常任理事国（ロシアは旧ソ連から核兵器保有国としての地位を継承）のみが該当し、他の国は条約上、核兵器保有国とは認められないのである。また、核兵器を拡散しないための取り組みとして、包括的核実験禁止条約を作成し、現在発効に向けての努力が継続されている。こうした努力の中、昭和 52 年に日本は同条約を批准しており、NPT 体制の維持に努めるべき義務を負っている。

その一方、インド、パキスタン、イスラエルは核兵器保有国と見做されているが、い

ずれの国も NPT には署名していない。また、北朝鮮は、1993 年に NPT からの脱退を宣言した後、NPT 締約国としてとどまる約束をした。その後、2005 年六者会合の共同声明で NPT 早期復帰する約束をした後、6 度の核実験を実施するなど、NPT 体制への重大な挑戦を行ってきた。なお脱退宣言をした北朝鮮の NPT における地位は、法的には脱退条件を完全には満たしていないともいわれている。つまり北朝鮮のこれまでの核をめぐる行動を国際社会が認めることは、国際的な既存の秩序を変更すること、ひいては破壊することになりかねないのである。北朝鮮の核兵器の使用や恫喝を無効化し、核兵器保有が意味をなさない状態を継続して核兵器の完全放棄へと導くことが NPT 体制維持のために強く望まれる。2018NPR 及び 2019MDR では、ならず者国家である北朝鮮による弾道ミサイル攻撃に対して、核抑止の効果に期待するよりも敵基地攻撃を含めた MD による防護に重点を置くことを強調している。このような考えの下、米国は 2018（平 30）年 10 月 31 日、米陸軍第 38 防空砲兵旅団司令部を相模総合補給廠に配置した。同司令部は、日本国内の 2 か所の通信所（X バンドレーダ、BMD 中隊）、嘉手納基地所在部隊（PAC3 大隊）、グアム所在の部隊（THAAD 中隊）を指揮下に置いている。米国の BMD 能力向上が、日本とその周辺において一段と進んでいる。

では、北朝鮮の核兵器を無効化するにはどうすればいいか、その方策について考えてみよう。北朝鮮の核兵器数を 2018 SIPRI に述べる 10 発～20 発として仮置きする。極めて単純化して計算すると、日本の多層 BMD と、日本とその周辺国に配備された米軍 MD（韓国配置の THAAD も含む）で北朝鮮の核搭載ミサイル攻撃に対して、約半数の同兵器を迎撃できる可能性は高いと思われる（北朝鮮の各種兆候を事前に把握していると仮定、また日米の MD による命中率を 70%と仮定）。残り半数のミサイルは、北朝鮮の基地を攻撃して地上で発射前に撃破する、もしくはサイバー攻撃をもって北朝鮮の核兵器が可動しないようにする。こうした態勢を維持し、北朝鮮にこの態勢を強く認識させ続けることで、北朝鮮の核兵器の効果は無効化することとなるのではないだろうか。場合によっては、米側の核兵器により残りの北朝鮮の核兵器や中枢機能を攻撃して破壊することまで考えられよう。しかしながら、核兵器のエスカレーション・ラダーをあげても北朝鮮にはその核抑止が効かないことも考えられる。よって、北朝鮮の核兵器を空中・地上撃破によって無効化することを優先して考えるべきであろう。そこで、BMD に加えて、日本が敵基地攻撃能力を保有することで北朝鮮の核兵器無効化の確率を上げることとなるだろう。こうした観点からも、日本が敵基地攻撃能力を保有するとの方向性は、検討に値するだろう。この敵基地攻撃能力は、当然自衛権行使

のためのものであり「総合ミサイル防衛」の一部として位置づけることとする。日本の同手段の保有により、米国の拡大核抑止、日米の BMD と組み合わせて北朝鮮の弾道ミサイルから日本（在日米軍基地等含む）や東アジア諸国の一部を防護することとなり、それが北朝鮮の核兵器を無効化することにつながり、NPT 体制の維持にも寄与することとなる。

日本は、核兵器禁止を一気に目指すのではなく、核兵器の不拡散を目指す NPT 体制の維持・強化、及び核兵器に関する軍備管理・軍縮を段階的に進めることを目指している。このため、日本の BMD 能力向上を契機として、米国のテーラード抑止戦略との連携を強化して、北朝鮮の核兵器を無効化する一案を考えてみた。この北朝鮮の核兵器の無効化のためにも、改めて日米安全保障機構の設立を提唱するとともに、更に、敵基地攻撃能力の保有についての検討を期待したい。

おわりに

本論文では、今般の BMD 能力向上を契機として日本の核抑止力の向上についての方策を考えてみた。方策の一案として、日米安保条約機構の設立を提唱した。日米がより緊密に連携して、核問題の協議等を通じ、NPT 体制の維持や軍備管理の枠組み作り等に取り組むことにより、国際秩序形成へ積極的に寄与するとの方向性に向かうべきではないだろうか。

また、防衛力整備を評価する上では、多大な組織的努力の体系全体を考慮すべきであり、装備品の性能の良し悪しや費用対効果上の評価だけに留まるものでは十分とは言えない。イージス・アショア導入や既保有の BMD 能力向上が、戦略的観点から考察したときに、どのような効果までを期待することができるのか、また、この期待を実現するためにどのような方策があるのか、について考えることは無駄ではないだろう。

本論文では、BMD 能力向上を契機として、米国の拡大核抑止の信頼性をより向上する必要性から、緊密に日米が連携するための日米安全保障条約機構設立を提唱してみた。そして、東アジアの安全保障環境の改善や、国際秩序形成への寄与といった、日本としての積極的平和主義を推進する取り組みについても考えてみた。核抑止をテーマに一正面からだけの考察にとどまったが、BMD 能力向上を契機として、戦略的な目的に向かって政策立案がより進むこと、日本国民の防衛問題に対する関心、特に核問題にさらに関心をもっていただくことを願うものである。

主要参考文献

- ・防衛省平成 30 年 第 2 回説明会資料「弾道ミサイルを迎撃する試験の結果について(出典：米ミサイル防衛庁 Web ページ)」
- ・外務省「日米拡大抑止協議の開催」平成 30 年 10 月 29 日、同年 3 月 14 日、平成 29 年、6 月 14 日、平成 28 年 12 月 12 日
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006639.html
005785.html、004716.html、004047.html
- ・<https://blogos.com/article/344642/> (SM-3 ブロック II A 試験結果)
- ・2001 Nuclear Posture Review
- ・2010 NUCLEAR POSTURE REVIEW REPORT
- ・2018 NUCLEAR POSTURE REVIEW
- ・矢野一樹『米「核戦力態勢」見直し』(安全保障を考える、平成 30 年 6 月 1 日号)
- ・平成 29 年版防衛白書。
- ・平成 30 年版防衛白書。
- ・日本安全保障戦略研究所編著、小川清史/高井晋/富田稔/樋口譲次/矢野義明『日本人のための核大事典』(国書刊行会、2018 年)。
- ・石神輝雄『核兵器不拡散条約における北朝鮮の法的地位』(広島法学 40 巻 2 号、2016 年)。
- ・広瀬佳一/吉崎知典『冷戦後の NATO』(ミネルヴァ書房、2012 年)。
- ・2006 Quadrennial Defense Review Report。
- ・” Strategic Concept For the Defense and Security of The Members of the North Atlantic Treaty Organisation” (NATO、19 Nov 2010)。
- ・MISSILE DEFENSE REVIEW 2019。
- ・共同執筆者 ジェームズ・L・ショフ/高橋杉雄『日米同盟の抑止力強化』アジア戦略イニシアティブ (ASI) ポリシー・メモランダム # 1 (JPF THE SASAKAWA PEACE FOUNDATION、2018 年 1 月)。
- ・読売新聞、2019 年 1 月 28 日。「米が日本に新レーダー配備検討」
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20190128-0YT1T50013/>
- ・日本経済新聞、2019 年 2 月 3 日、第 1 面。「INF 条約 ロシアも離脱」

【筆者プロフィール】



小川 清史 (おがわ きよし)

1982 年防衛大学校 (土木学科) 卒業
同年陸上自衛隊に入隊
第 6 師団長
陸上自衛隊幹部学校長
西部方面総監を歴任し、
2017 年退官